

# 『ものづくりスタートアップ事業』申請要領

あなたの“ものづくり”を応援します！！

平成20年4月 浜田市産業経済部産業政策課

## 1. 事業の目的

この事業は、浜田市の産業振興や雇用拡大を目的として、新製品(\*1)・新技術の開発や販路開拓など“ものづくり”の取り組みに対して補助を行うものです。

\*1 発売後おおむね2年以内の製品または既存製品に改良を加えた新規性のある製品

## 2. 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者(\*2)
- (2) 市内に住所を有する個人であって、市内における事業の計画を有する者
- (3) 構成員の3分の2以上が前2号に規定する者から成る団体

\*2 中小企業基本法の定義による。

区 分	資本金の額	従業員数
製造業・運輸業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

## 3. 事業区分及び補助限度額等

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助金の限度額
新製品、新技術の開発 (補助対象経費の総額が30万円以上のものに限る。)	事業化を目的とした新製品・新技術の開発又は既存製品の改良	専門家謝金、旅費、研究開発費(原材料費、機械装置等借入費、技術指導受入費、外注加工費)、委託費(試験委託費、調査研究委託費)、その他市長が必要と認める経費	2/3以内 100万円以下
特許権等取得 (補助対象経費の総額が10万円以上のものに限る。)	事業化を目的とした工業所有権(特許権、実用新案権、商標権、意匠権)の取得	出願費用、弁理士費用、先行技術調査費、その他市長が必要と認める経費	1/2以内 20万円以下
新製品の販路拡大 (補助対象経費の総額が20万円以上のものに限る。)	新製品又は既存製品に改良を加えた新規性のある製品の販路拡大	専門家謝金、旅費、市場調査費、広告宣伝費、産業市等への出展費用、印刷製本費、ホームページ開設費、その他市長が必要と認める経費	1/2以内 50万円以下

### ※対象外経費

- ・機械装置、備品等の購入や施設改修にかかる経費など。
- ・既存技術、製品の模倣にすぎないもの、または他社仕入れ品の販売など。
- ・開発や販路開拓の全部または大半を他に委託するもの。

## 4. 事業実施の流れ

### (1) 申請 申請期限：平成20年5月30日（金）

所定の申請書類に必要事項を記載の上、浜田市産業経済部産業政策課へ1部提出してください。申請書類の様式は市役所及び各支所産業課に置いてある他、浜田市ホームページからもダウンロードできます。なお、提出された書類は返却いたしません。

※提出された申請書類は、秘密保持の原則のもと、慎重に取り扱います。

#### <申請書類>

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④市税納税証明書（申請する前年の証明書）

個人…住民税・固定資産税の市税納税証明書  
法人…法人税・固定資産税の市税納税証明書  
団体…団体を構成する企業・個人の市税納税証明書（上記に準じる）

- ⑤その他（製品や申請者に関する補足書類。例：会社パンフレット等）

### (2) 審査会 6月中旬～下旬（予定）

申請者には、審査会において、製品や事業計画等に関してプレゼンテーションをしていただきます。補助対象者は、審査会による審査を経て決定します。

※審査会の開催については、別途お知らせします。

※応募者多数の場合は、書類審査を行う場合もあります。

### (3) 決定通知 6月下旬（予定）

補助金の交付決定（または却下）通知は、文書をもって通知します。

※交付決定の場合であっても、申請額と交付額が一致しないことがあります。また、交付に当たって条件が付されることもあります。

（以下、交付決定を受けた場合）

### (4) 事業実施 交付決定後～平成21年3月末

事業計画に沿って事業を実施してください。

※事業実施状況については、中間報告（10月末）と実績報告書（事業完了後）を提出していただきます。

### (5) 補助金交付

補助金は、原則として事業完了後に交付されます。ただし、特に必要と判断される場合には、事業完了前であっても補助金の一部について概算払いを受けることが可能です。

※概算払いを希望される場合は、産業政策課へご相談ください。

## 5. 申請に当たっての留意事項

### (1) 補助期間

1事業（\*3）あたり、補助期間は単年度（交付決定のあった年度内）です。開発等の実施期間が補助期間を超えて行われる場合、補助期間中の経費のみが対象となります。

\*3 「1つの新製品（新技術）に関する開発、特許権等取得、販路開拓」は、まとめて1つの事業と見なします。

### (2) 同一事業の連続申請

補助金交付は、同一事業当たり1回限りを原則としますが、再度の申請により2回まで交付を受けることが可能です。この場合は、事業の継続的な実施によってより大きな成果が達成されるかどうか、審査項目に加わります。

### (3) 複数の事業区分にまたがる申請について

事業計画の内容が複数の事業区分にまたがる申請も可能です。この場合は、事業区分に応じて補助率及び限度額が適用されます。

【例：「A製品の開発及び販路開拓事業」を申請する場合】

①開発にかかる対象経費が100万円の時

100万円×2/3=66.6万円 申請額 66.6万円

②販路開拓にかかる対象経費150万円の時

150万円×1/2=75万円 申請額 50万円（販路開拓の限度額による）

申請総額：①66.6万円+②50万円=116.6万円

## 7. 審査会

審査会は、学識経験者、経済団体、関係行政機関等から選出した審査委員若干名によって構成します。審査項目は、事業の実現性、将来性、申請者の熱意、地域への波及効果等であり、審査対象は、申請書類とプレゼンテーション（質疑応答含む）の2つです。審査会の開催については、別途お知らせします。

## 8. 交付決定件数

予算の範囲内で決定を行います（平成20年度予算枠：600万円）。

## 9. ご相談等

申請に際しては、事前に産業政策課にご相談ください。

お問い合わせ先

浜田市産業経済部産業政策課

TEL 0855-22-2612（内線415）

FAX 0855-23-4040

Eメール sangyou@city.hamada.shimane.jp